

V 個別の課題

1 標準的な年金（モデル年金）の考え方

1 標準的な年金（モデル年金）のこれまでの経緯

(1) 標準的な年金（モデル年金）の意味

標準的な年金（モデル年金）は、被用者について標準的な被保険者像を想定し、その被保険者が世帯として得られる年金を示したものであり、年金水準を設定したり、制度的に保障される年金の姿を端的に示す際に標準として用いられる概念である。

片働き世帯を標準的な世帯として示してきた、これまでのモデル年金

厚生年金のモデル年金は、これまで、片働き世帯、すなわち夫は財政再計算の基準年当時の現役男子の平均的な標準報酬月額を得ている被用者であって、厚生年金に標準的な期間加入しており、妻は厚生年金にまったく加入したことがないという夫婦世帯を標準的な世帯として、標準的な年金額を示してきた。

モデル年金は、

- ① 昭和60年改正前は、夫に支給される厚生年金（定額部分＋報酬比例部分＋加給年金）、
- ② 昭和60年改正後は、基礎年金制度の導入により、夫と妻2人分の基礎年金と夫に支給される厚生年金（報酬比例年金）

で構成されている。

モデル年金の変遷

いわゆる「1万円年金」が提唱された昭和40年以降、厚生年金のモデル年金額は、以下のような男子被用者をモデルとして設定されてきた。

- ① 昭和40年の「1万円年金」については、当時の男子の平均的な標準報酬月額で、制度的な加入期間である20年加入した場合をモデルとして設定。
- ② 昭和44年改正以降は、財政再計算時の当時の男子の平均的な標準報酬月額で、当時の男子新規裁定者の平均的な加入期間加入した場合をモデルとして設定（昭和44年「2万円年金」（平均加入年数は24年4ヶ月）、昭和48年「5万円年金」（平均加入年数は27年）、「男子平均の賃金の6割目途」）。
- ③ 昭和60年改正以降は、将来的な加入期間の伸びを想定して、財政再計算時の男子の平均的な標準報酬月額で、成熟時における標準的な加入期間（40年）

加入した場合をモデルとして設定。

給付水準の変遷

また、給付水準は、以下のように設定されてきている。（資料V-1-1：モデル年金月額推移）

- ① 昭和40年、昭和44年には、標準的な世帯が受給する年金月額がそれぞれ1万円、2万円となるように、給付水準を設定。
- ② 昭和48年以降は、標準的な世帯が受給する年金月額が、現役男子の平均標準報酬月額の概ね6割となるように、給付水準を設定。

(2) 現在の標準的な年金（モデル年金）

平成12年改正後の標準的な世帯が受給する年金額は、夫と妻それぞれ基礎年金67,017円、夫は報酬比例年金として104,092円、世帯全体で月額238,125円の年金を受給する形となっている。この標準的な年金額238,125円は、現役男子の推計手取り年収（月額換算）401,000円の概ね6割に相当している。（資料Ⅱ-27：平成12年改正後の被用者の標準的な年金額）

2 女性のライフスタイルの多様化とモデル年金のあり方

多くの女性が厚生年金に加入する被用者として就業する機会を持つようになってきている

先に述べたように、女性のライフスタイルの多様化が進み、多くの女性が、期間の長短はあるものの、厚生年金に加入する被用者として就業する機会を持つようになってきており、このような動きは今後も拡大するものと見込まれる。65歳の女性における老齢厚生年金受給権者数を見ても、近年着実に増加しており（平成3年度末現在で164,528人→平成11年度末現在で334,551人）、基礎年金の受給権を持つ者（平成3年度末現在で454,100人→平成11年度末現在で601,391人）のうち、近年では半数以上の者が、厚生年金の加入期間を有するようになっている。（資料V-1-2：老齢厚生年金の受給権を持つ女性の数の推移）

資料 V-1-1 モデル年金月額推移

財政再計算時	モデル年金の構成	モデル年金額
昭和40年 (「1万円年金」)	夫に支給される厚生年金	月額10,000円【5,000円(定額)+5,000円(報酬比例)】 制度的な加入年数 20年 標準報酬月額の平均 25,000円
昭和44年 (「2万円年金」)		月額19,997円【9,733円(定額)+9,264円(報酬比例)+1,000円(加給)】 平均加入年数 24年4か月 標準報酬月額の平均 38,096円
昭和48年 (「5万円年金」)		月額52,242円【27,000円(定額)+22,842円(報酬比例)+2,400円(加給)】 平均加入年数 27年 標準報酬月額の平均 84,600円
昭和51年		月額90,392円【46,200円(定額)+38,192円(報酬比例)+6,000円(加給)】 平均加入年数 28年 標準報酬月額の平均 136,400円
昭和55年		月額136,050円【61,500円(定額)+59,550円(報酬比例)+15,000円(加給)】 平均加入年数 30年 標準報酬月額の平均 198,500円
昭和59年 (昭和60年改正)	夫婦二人の基礎年金と 夫に支給される報酬比例年金	月額176,200円【50,000円+50,000円(基礎年金)+76,200円(厚年・報酬比例)】 成熟時における標準的な加入年数 40年 標準報酬月額の平均 254,000円
平成元年		月額197,400円【55,500円+55,500円(基礎年金)+86,400円(厚年・報酬比例)】 成熟時における標準的な加入年数 40年 標準報酬月額の平均 288,000円
平成6年		月額230,983円【65,000円+65,000円(基礎年金)+100,989円(厚年・報酬比例)】 成熟時における標準的な加入年数 40年 標準報酬月額の平均 340,000円
平成11年 (平成12年改正)		月額238,125円【67,017円+67,017円(基礎年金)+104,092円(厚年・報酬比例)】 成熟時における標準的な加入年数 40年 標準報酬月額の平均 367,000円

資料V-1-2 老齢厚生年金の受給権を持つ女性の数の推移

	基礎年金受給 権者数(人) (A)	厚生年金保険受給権者数(人) (旧三共済分も除く新法分)			厚年期間をも つ者の割合 (B)/(A)
		(B)合計	老齢相当	通老相当	
平成3年度	454,100	164,528	42,348	122,180	36%
平成4年度	454,048	175,789	48,162	127,627	39%
平成5年度	489,612	199,742	59,787	139,955	41%
平成6年度	479,324	208,001	66,205	141,796	43%
平成7年度	516,055	230,696	80,104	150,592	45%
平成8年度	556,115	278,742	123,076	155,666	50%
平成9年度	605,540	310,189	135,713	174,476	51%
平成10年度	582,886	306,409	133,301	173,108	53%
平成11年度	601,391	334,551	143,689	190,862	56%

(出典：社会保険庁「事業年報」(女子で年齢が65歳の受給権者数を比較))

モデルとして共働き世帯等を想定し、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当

こうした中、主たる生計維持者のみが厚生年金に加入するという、片働き世帯を標準として年金保障を組み立てるこれまでの考え方を再整理することが求められている。具体的には、モデルとして共働き世帯を想定し、女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたモデル年金を想定していくことが妥当である。この場合、従来からの継続性という観点から、片働き世帯を想定したモデルも従来どおり提示していくことが必要である。また、世帯類型の多様化が進展する中では、単身世帯を想定したモデルについても併せて検討すべきである。

モデルとしての共働き世帯等の年金の給付水準がどうあるべきかは、別途議論されるべき問題

本検討会では、女性と年金をめぐる問題という観点から、モデルとして共働き世帯等を想定していくことについて議論したものである。モデルとしての共働き世帯等の年金の給付水準がどうあるべきかという点については、年金制度全体の給付と負担の関係をどうするかといった観点から、別途議論されるべき問題である。

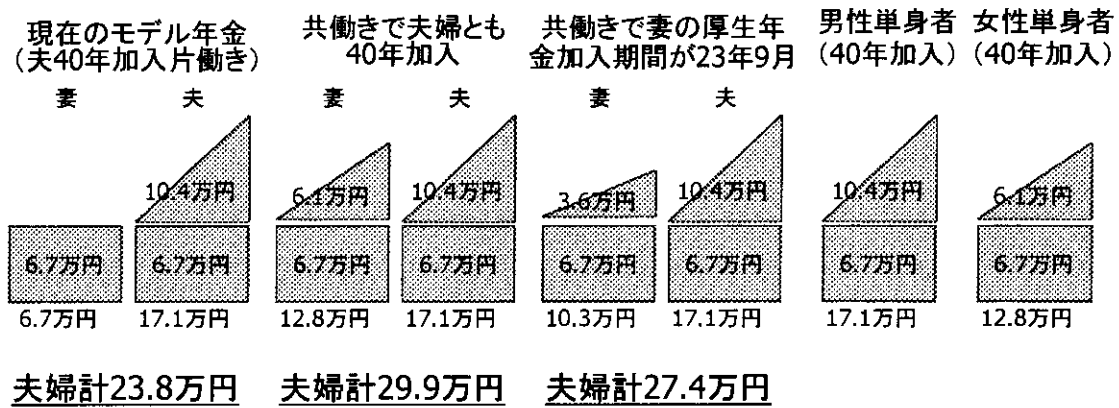
3 モデルとして共働き世帯等を想定する際の論点

今後、モデルとして具体的な共働き世帯等を考えていく上で、例えば以下の論点について検討を行う必要がある。

(1) 共働き世帯等において女性のどのような厚生年金加入期間、賃金を想定してモデルとするか

モデルとして共働き世帯を想定する際、夫婦ともに40年間常用雇用の世帯を想定するのかどうかという論点、また、女性の被保険者について、その厚生年金加入期間や賃金をどのように考えるかという論点について、議論が必要である。（資料V-1-3：様々な世帯類型でみた場合の現行制度の年金水準）

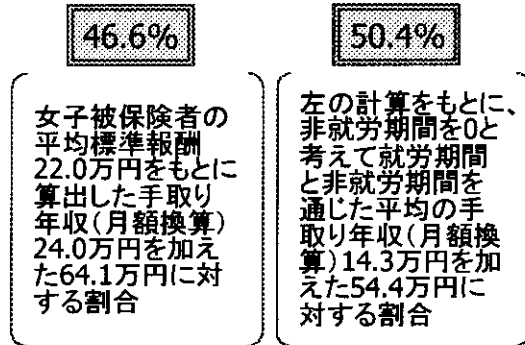
資料V-1-3 様々な世帯類型でみた場合の現行制度の年金水準



(現役男子の平均手取り年収(月額換算)40.1万円に対する割合)



(夫婦の手取り年収をベースに考えた場合の割合)



女子被保険者の平均標準報酬 22.0万円をもちに算出した手取り年収(月額換算) 24.0万円に対する割合

※共働きの妻の年金額は平成11年度女子被保険者の平均標準報酬 22.0万円を用いて計算

平均標準報酬額、厚生年金平均加入期間には男女差が存在

男女の被保険者の平均標準報酬額には差がみられる。また、厚生年金加入期間についても、継続的に就労し比較的加入期間の長い新規裁定者についての平均をみても、女子は男子に比べて10年以上短くなっている。

（平成 11 年度実績値）	男子	女子
平均標準報酬額	36.1 万円	22.0 万円
新規裁定者（老齢相当） の平均加入期間（注）	418 ヶ月 （34 年 10 ヶ月）	285 ヶ月 （23 年 9 ヶ月）

（注）昭和60年改正前の厚生年金制度において他制度と通算せずに厚生年金制度への加入期間のみで受給資格期間を満たした者（原則20年以上の加入）及び昭和60年改正後の厚生年金制度でこれに相当する者について、加入期間を平均したもの

モデルにおける女性の厚生年金加入期間の取扱い

現在のモデル年金の加入期間は、モデルとなる男子労働者の制度成熟時における標準的な加入期間（40年）を用いているが、モデルとして共働き世帯を想定する際には、

- ① 男女ともに40年間厚生年金に加入する世帯を想定することが可能なのだろうか。また、適当なのだろうか。
- ② あるいは実態に即した一定の加入期間をもって想定するのだろうか。
- ③ また、将来に向かって加入期間の伸びをどのように考えるか。

モデルにおける女性の賃金の取扱い

現在のモデル年金の賃金は、直近の男子の平均標準報酬額を用いているが、モデルとして共働き世帯を想定する際に、男性よりも低い女性の賃金水準をどのように扱うのか。この場合、

- ① 現在の女子被保険者の平均標準報酬22.0万円は、就労期間が短く結果として賃金が相対的に低い者も含めて算定されたものであるが、ある程度の期間就労するモデルを考えた場合には、この賃金水準についてどう考えるか。
- ② 男女の平均標準報酬の差を考慮するのか。あるいは、男女平均報酬を用いることとするのか。
- ③ 将来に向かっての賃金水準についてどのように考えるか。

共働き世帯のモデルについて、これらの論点について今後綿密に検討

これらの論点について今後綿密に検討を重ねて、ほとんどの女性が一定の厚生年金加入期間を持つ時代にふさわしい、モデルとしての共働き世帯を想定していくことが必要である。

単身世帯のモデルに係る論点

また、単身世帯には様々な形態（生涯未婚や離婚、死別に伴うもの等）が考えられる中で、単身世帯のモデルを検討する場合には、どのようなライフコースを送る単身世帯をモデルとして想定することが可能なのか、適当なのか、その場合の賃金水準、就労期間についてどう考えるのかといった論点がある。

(2) 共働き世帯等を想定したモデルによって年金水準をどのように設定するか

年金水準について、これまでは片働き世帯をモデルとして年金額が平均的な現役男子労働者の手取り賃金の一定割合（概ね6割）となるように設定してきたが、共働き世帯等を想定したモデルを検討するに当たって、適切な年金水準の設定についてどう考えるかが論点となる。具体的には、以下の論点が考えられ、これらについて今後さらに十分に議論を重ねていくことが必要である。

- ① 年金水準の設定に当たってどのモデルを基準に考えるか。
- ② 現役世代の共働き世帯等の平均的な賃金等を踏まえ、適切な年金水準をどのように設定するか。（資料V-1-4:勤労者世帯と高齢者夫婦世帯の消費支出）
- ③ 年金水準の設定に当たって、共働き世帯、片働き世帯、単身世帯のバランスや公平をどのように考えるか。

資料V-1-4 勤労者世帯と高齢者夫婦世帯の消費支出

(単位:円)

	勤め先収入	可処分所得	消費支出	うち基礎的消費支出
世帯主だけが働いている世帯	411,542	375,478	316,102	144,446
世帯主とその配偶者のみが働いている世帯	548,142	485,325	371,590	155,027
高齢者夫婦世帯	—	—	253,950	122,717

[高齢者夫婦世帯の消費支出(253,950円)と
勤労者世帯の勤労収入、可処分所得との比較]

	勤め先収入との比較	可処分所得との比較
世帯主だけが働いている世帯	61.7%	67.6%
世帯主とその配偶者のみが働いている世帯	46.3%	52.3%

(出典:総務省統計局「平成11年全国消費実態調査報告」)

- (注) 1. 「世帯主だけが働いている世帯」、「世帯主とその配偶者のみが働いている世帯」は、ともに2人以上の一般世帯(勤労者世帯)におけるそれぞれの平均
2. 「高齢者夫婦世帯」は夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯
3. 「基礎的消費支出」は、消費支出のうち「食料」、「住居」、「光熱・水道」、「家具・家事用品」、「被服及び履物」の合計